

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

みどり環境局公園緑地管理課長

横浜市の公園が禁煙になることについての周知チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するとともに、多くの方が集い、憩う公園で、受動喫煙対策を進めるため、横浜市公園条例の一部改正し、禁止行為に「喫煙をすること」を追加しました。令和7年4月から横浜市の公園は禁煙となります。

このことについて、広く市民の皆様にお知らせするため広報チラシを作成しましたので、自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

2 対象公園

横浜市が管理する、都市公園法に基づき設置されている公園が対象

3 今後の予定

- ・令和6年10月～ 公園が禁煙になることについて、順次、広報・SNS等や現地掲示による事前周知を行っています。
- ・令和7年4月～ 条例施行に合わせて、さらに巡回指導等により周知と注意を行います。

4 お願いしたいこと

【区連長】 御承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示について御協力をお願いします。

5 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後から3月末までを目安に掲示をお願いします。チラシが劣化した場合等には、新規のものをお渡しすることも可能ですので、公園緑地管理課あて御連絡ください。

※ 掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※ 各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の3月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。

みどり環境局公園緑地管理課
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916
メール mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

令和7年4月から 横浜市の公園は 禁煙になります

みなさまが気持ちよく安心して公園を利用できるよう
ご理解とご協力をお願いします。

■屋外での受動喫煙対策について、引き続きご協力をお願いします。

望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙が禁止されていない場所でも、周囲に人がいる場合には喫煙を控えるなどの配慮をお願いします。また、市内全域でポイ捨ては禁止です。歩きタバコもやめましょう。



公園の禁煙化について
(みどり環境局公園緑地管理課)



受動喫煙防止対策について
(健康福祉局健康推進課)



ポイ捨て・歩きタバコについて
(資源循環局街の美化推進課)

一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ3R夢プラン」への御協力の御礼について【情報提供】

1 趣旨

横浜市では平成 23 年 1 月に「ヨコハマ 3 R 夢プラン」を策定し、ごみと資源の総量を令和 7 年度までに 10%削減の目標を掲げ、取り組んできました。令和 5 年度のごみと資源の総量は、市民、事業者の皆様のご協力により、基準年度対比 12.2%の削減となり、目標を 2 年前倒しで達成できました。厚く御礼申し上げます。

また、「ヨコハマ プラ 5.3 計画（令和 6 年 1 月策定）」の主要取組であるプラスチックごみの分別・リサイクルの拡大は、10 月から先行の 9 区で順調にスタートを切ることができました。引き続き、来年 4 月の全市拡大に向けて御協力をお願いいたします。

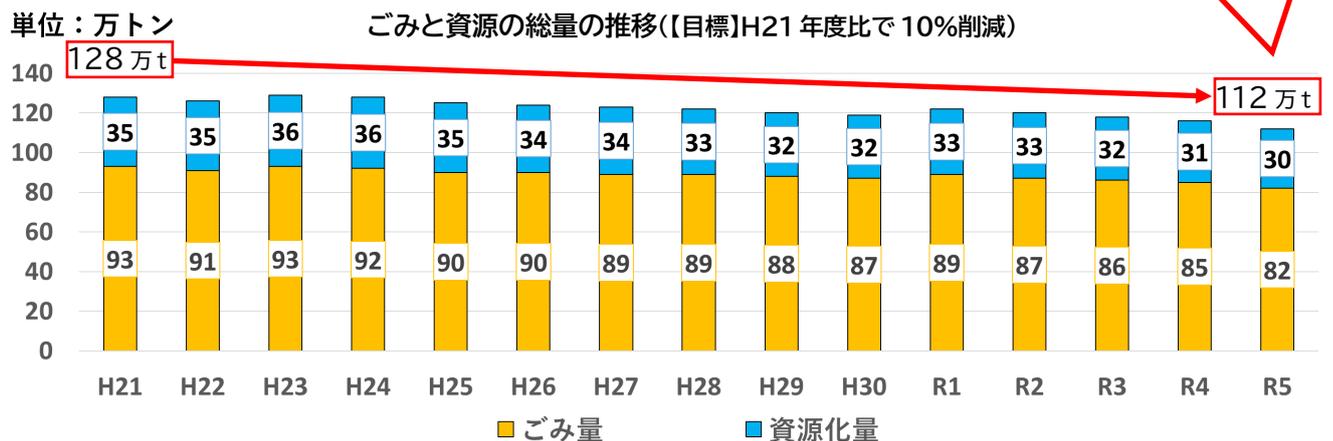
2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

R5 年度 12.2%削減
 (平成 21 年度対比)

3 令和 5 年度「ごみと資源の総量」の確定値について



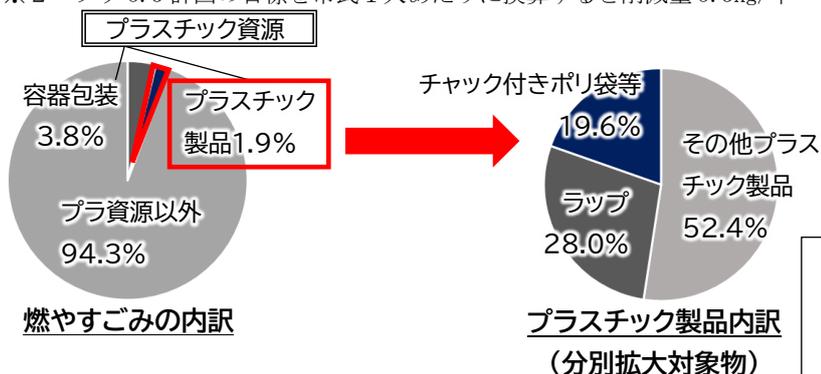
4 プラスチックごみの分別拡大の実績（速報値）について（9区、10月4週間累積値（※1））

開始から 1 か月の実績値は次のとおりです。ラップ、チャック付きポリ袋、ビニール袋が燃やすごみに多く含まれています。これらはプラスチック資源となりますので分別をお願いします。

	令和 4 年 10 月 (プラ 5.3 計画基準年度)	令和 6 年 10 月	削減量	市民 1 人あたりの 年間削減量※2
燃やすごみに含まれる プラスチック資源の量	1,886 t / 4 週	1,295 t / 4 週	591 t / 4 週	

※1 同じ曜日回りで比較するため、10月1日～28日までの4週間の累積値としています。

※2 プラ 5.3 計画の目標を市民 1 人あたりに換算すると削減量 5.3kg / 年



資源循環局政策調整課
 担当 今井、木村、川邊
 電話 045-671-2503 / FAX 045-550-4239
 メール sj-seisaku@city.yokohama.lg.jp

横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けの
マイナ保険証専用コールセンターについて【情報提供】

1 趣旨

本年 12 月 2 日で、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が行われなくなり、医療機関の受診に際してはマイナ保険証の利用が原則となります。

なお、マイナ保険証の有無にかかわらず引き続き次の方法で受診をすることができます。
＜12 月 2 日以降の受診方法＞

	令和 6 年 12 月 2 日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

横浜市では、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者様向けに、マイナ保険証に関するご質問にお答えするための専用コールセンターを設置しています。

専用コールセンターのご紹介とマイナ保険証の概要をお示しした資料を単位会長宛にお送りします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

3 情報提供内容

次の内容を記載した資料を単位会長宛に送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1) 専用コールセンターの情報

<p>【専用コールセンター】 TEL: 045-620-8187 令和 7 年 1 月 31 日まで（土日祝日を除く）9 時から 19 時まで</p>	
--	---

(2) マイナ保険証の概要

- ア マイナ保険証とは
- イ マイナ保険証の利用登録方法
- ウ マイナ保険証の使い方

(3) マイナ保険証を持っていない方の受診方法

(4) よくある質問とその回答

被保険者の方、地域の方から多くいただく質問についてまとめています。

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）
担当 二瓶、稲川、日景
電話 045-671-2422 / FAX 045-664-0403
メール kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）
担当 杉田、藤井、伊藤
電話 045-671-2409 / FAX 045-664-0403
メール kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

【横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ】

- 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度のマイナ保険証移行に関する
専用コールセンターを設置しています！

【専用コールセンター】

TEL: 045-620-8187

令和7年1月31日まで（土日祝日を除く）9時から19時まで

※横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の方は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。



- マイナ保険証について

【マイナ保険証とは】

お持ちのマイナンバーカードを保険証としても利用することです。
あらかじめ、自身で利用登録をする必要があります。

【マイナ保険証の利用登録方法】

医療機関、薬局のカードリーダー等で利用登録をすることができます。

詳しい操作方法は、別紙1「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは医療機関・薬局の受付でもOK！」を参照ください。

【マイナ保険証の使い方】

医療機関、薬局のカードリーダーにマイナ保険証を読み取ることで使うことができます。

詳しい操作方法は別紙2「マイナンバーカードを健康保険証として使うには」を参照ください。

- 12月2日以降の受診方法について

12月2日以降の受診方法についてまとめています。

マイナ保険証がない方も安心して受診することができます。

	令和6年12月2日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

マイナ保険証に関する質問

(国民健康保険・後期高齢者医療制度)



Q1 12月2日から紙の保険証が使いなくなるのですか

12月2日以降も紙の保険証に記載されている有効期限まで使用することができます。このため、12月2日以降も紙の保険証は廃棄しないでお持ちください。

Q2 マイナ保険証として利用するにはどうすればいいのですか

マイナ保険証の利用登録をするには、ご自身のマイナンバーカードが必要となります。以下の場所で、利用登録をすることができます。

- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)
- ② セブン銀行のATM(セブンイレブン店舗等)
- ③ ご自身のスマートフォン、パソコンからマイナポータルで登録

利用登録方法は
こちらで
ご確認ください。
(厚生労働省HP)



Q3 マイナ保険証が無い場合はどのようにして医療機関に受診すればいいのですか

紙の保険証が有効期限(最大令和7年7月31日まで)まで利用することができます。

また、マイナ保険証の利用登録をされていない方には、資格確認書を交付しますので、そちらを医療機関窓口等で提示いただくことで、これまでどおり医療機関等で受診することができます。

Q4 医療機関のカードリーダーが故障等で使えない場合に、マイナ保険証の被保険者は、どのように受診すればいいのですか。

マイナ保険証の利用登録をしている方には、保険者から「資格情報のお知らせ」(※)を送付します。マイナ保険証を利用できない医療機関等に受診する場合には、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に医療機関窓口等に提示いただくことで、受診することができます。

※資格情報のお知らせ・・・簡便に保険情報を確認できるようA4サイズ用の紙に被保険者氏名、被保険者番号、一部負担割合等を記載しています。(後期高齢者医療制度の被保険者については、令和7年8月1日以降発行いたします。)

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

当日その場でも
いいのね♪



医療機関・薬局の 受付でもOK!

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です!



本人確認
(顔認証等)



利用
同意取得
(お薬情報など)

顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを置く

保険証登録未実施の
場合
次の画面へ

この画面から
お申込み

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転職・転居等により保険者が変わり手続きが終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁



健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く) 平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分

マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力



3

同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する
情報提供の同意に
ついて

同意する

同意しない

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象
特定健診情報の提供
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

限度額情報を
提供しますか

提供する

提供しない

「新たな横浜市地震防災戦略」（素案）に係る
市民意見募集の実施について【情報提供】

1 趣旨

横浜市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、新たな取組や重点施策などを盛り込んだ「新たな地震防災戦略」の検討を進めています。

12 月中旬に素案を公表し、市民の皆様から広く御意見をいただくための市民意見募集を行いますので、事前にお知らせします。

＜現在検討中の主な視点＞

- ・災害が起きる前からの備え（地震火災対策、耐震化、防災意識の啓発など）
- ・被災者支援（避難所環境、物資、要配慮者支援、多様な避難への支援など）
- ・災害時の拠点強化（旧上瀬谷通信施設地区への広域防災拠点の整備など）
- ・公共インフラの強じん化（橋梁、道路がけ、上下水道の耐震化など）

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集について

(1) 募集期間（予定）

令和 6 年 12 月中旬から令和 7 年 1 月中旬まで

※ 詳細は、市ウェブページ等でお知らせします。

※ 広報よこはま 12 月号においても御案内する予定です。

(2) 素案及び概要版リーフレットの閲覧・配架場所

市民情報センター（市庁舎 3 階）、各区役所広報相談係ほか

※ 市ウェブページにも掲載します。

(3) 御意見の提出方法

横浜市電子申請・届出システム、リーフレット付属のはがきによる郵送、電子メール又は F A X

4 今後のスケジュール

- ・令和 6 年 12 月中旬～令和 7 年 1 月中旬 素案に係る市民意見募集
- ・令和 7 年 3 月末 「新たな地震防災戦略」策定

総務局危機管理室防災企画課
担当 阿武（あんの）、田岡
電話 045-671-4096 /FAX 045-641-1677
メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

地区連合町内会長 各位

自治会町内会長 各位

青葉区長

令和7年度改選 委嘱委員の推薦について（依頼）

日頃から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在各地域で御活躍いただいております次の委嘱委員の方々の任期が、令和7年3月31日をもって満了となります。

つきましては、新たな候補者の推薦について御協力いただきますようお願い申し上げます。

委嘱委員	スポーツ推進委員	環境事業推進委員	保健活動推進員	明るい選挙推進員
任期	2年（令和7年4月1日から令和9年3月31日）			
提出期限	令和7年2月21日（金）			
提出先・ 問い合わせ	地域振興課 スポーツ・施設担当 電話 978-2296	資源循環局 青葉事務所 電話 975-0025	福祉保健課 健康づくり係 電話 978-2438	総務課 統計選挙係 電話 978-2205
	電子申請システム（ https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8277b52f-388c-470e-a9d7-e6d4ff2c6449/start ）でもご提出いただけます。			
	（地区連合取りまとめによる、紙での提出のみ）			
				
	<電子申請システム二次元コード>			
推薦人数	地域の実情に応じた、自治会活動に必要な人数 （人数調整が必要な場合は、地区連合町内会、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等と協議を行うことができる）	原則自治会町内会で1人 （地域の実情に応じて柔軟に対応いたします）	自治会町内会で1人以上 （地域の実情に応じて柔軟に対応いたします）	原則自治会町内会で1人 （地域の実情に応じて柔軟に対応いたします）
詳細資料	地区連合自治会・町内会長に手渡し	自治会・町内会 配送ルートで送付	自治会・町内会 配送ルートで送付	後日郵送
任期途中の 委員交代について	各委員所管課（上記 問い合わせ先）にご連絡ください。			

別紙

令和7年度改選 委嘱委員一覧

委嘱委員名	スポーツ推進委員	環境事業推進委員
市所管課	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課	資源循環局街の美化推進課
任期	2年	2年
委嘱期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日	令和7年4月1日から令和9年3月31日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	(1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。 (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。 (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び充実を図ること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。	(1) 街の美化の推進に向けた、地域清掃や美化キャンペーン (2) 地域イベント等での3R行動の啓発 (3) ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発 (4) 地域と行政機関との連絡調整や情報提供
推薦人数	地域の実情に応じた人数（自治会町内会で必要な人数）	原則自治会町内会で1名 （地域の実情に応じて柔軟に対応いたします）
推薦基準	(1) 18歳以上の横浜市在住の方 (2) 委嘱時（令和7年4月1日現在）に、新任の場合は原則65歳未満の方、再任の場合は原則70歳未満の方 (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方 (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方 (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方 ※若い世代や女性の推薦について御配慮いただけますと幸いです。	(1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方 (2) 推進委員の職務に関心のある方
年齢要件（上限）	新任者は原則65歳未満、再任者は原則70歳未満	なし

委嘱委員名	保健活動推進員	明るい選挙推進員
市所管課	健康福祉局健康推進課	選挙管理委員会事務局調査課
任期	2年	2年
委嘱期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日	令和7年4月1日から令和9年3月31日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	特色に応じた健康づくりの推進 (1) 健康づくり活動の企画・実践 (2) 区役所等の健康づくり事業への協力 (3) 介護予防、高齢者支援や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動の展開	(1) 平常時及び各種選挙時における選挙啓発活動 (2) 選挙啓発に関する各種事業への参加 (3) 選挙事務への従事及び地域における投票制度の広報の実施
推薦人数	自治会町内会で1名以上を基本とし、地域の実情に応じた必要人数	自治会町内会で1名以上を基本とし、地域の実情に応じた必要人数（区によって基準が若干異なります）
推薦基準	(1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方。 (2) 任期の2年間を通して活動ができる方。 (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方。 (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方。 (5) 委嘱日（令和7年4月1日現在）に、原則78歳未満の方。	(1) 明るい選挙推進運動の趣旨をご理解いただける方。 (2) 上記の活動等に積極的に参加できる方。
年齢要件（上限）	原則78歳未満	なし

自治会・町内会長 各位

横浜市長 山中 竹春

令和 7・8 年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了を迎えることとなりました。

つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

1 任期（委嘱期間）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（2 年間）

2 環境事業推進委員の主な活動

- (1) 街の美化の推進に向けた、地域清掃や美化キャンペーン
- (2) 地域イベント等での 3 R 行動の啓発
- (3) ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
- (4) 地域と行政機関との連絡調整や情報提供

3 推薦基準

- (1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- (2) 2 の活動に関心のある方

4 推薦人数

貴自治会・町内会から原則 1 名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。

また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

5 推薦書の提出期限

令和 7 年 2 月 21 日（金） まで

6 提出先

資源循環局の各区収集事務所あて、推薦書（別紙）を送付願います。

7 今後のスケジュール

令和 7 年 4 月以降、各区において委嘱式を開催する予定です。

推進委員の皆様には、別途案内状を送付いたします。

8 添付資料

- (1) 推薦書（不足する場合は、コピーしてお使いください）
- (2) 環境事業推進委員のご案内パンフ『環境事業推進委員は「GREEN LEADER」』

問合せ、提出先：資源循環局青葉事務所
〒225-0024 青葉区市ケ尾町 2039-1、電話 975-0025
担当：横浜市 資源循環局 街の美化推進課
鈴木、石田 電話 671-3817

環境事業推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

資源循環局長

(推薦者職氏名)
自治会町内会名

自治会町内会長名

次の者を環境事業推進委員に推薦します。

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

※欄は任意です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

事務所記入欄

受付日：令和 7年 月 日、 入力日：令和 7年 月 日、 Wチェック：
受付者： _____、 委嘱予定日：令和 7年 4月 1日

地域で清掃活動

集積場所で分別啓発



地域で啓発活動

プラごみ削減キャンペーン

環境事業推進委員

は

グリーン

リーダー

「GREEN LEADER」

環境事業推進委員は「環境にやさしい行動」の地域での推進役。ごみの分別やリサイクル、エコなことに興味のある方を募集します。

「GO GREEN」は「環境にやさしい行動をとる」という意味があります。2050年の脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者の皆様と共に、脱炭素・環境施策を推進するための合言葉です。脱炭素施策を始め、生物多様性、資源循環等、脱炭素社会の実現につながる環境施策全般のスローガンです。



地域への情報発信（回覧など）

連絡協議会

環境事業推進委員とは…



どんな立場？

自治会町内会ごとにご推薦いただき、市長から委嘱する委員です。
それぞれの地域で、資源循環の取組(ごみ減量・資源化)、街の美化、脱炭素の推進等を中心に、環境全般の事業を推進するボランティアリーダーです。

任期は？

令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

活動は？

- ・ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
- ・地域清掃や美化キャンペーン
- ・地域イベント等での3R行動の啓発
- ・地域と行政機関との連絡調整や情報提供

自治会町内会内の活動と、地区・区ごとの活動があります。



3R月間イベント

脱炭素って？

今、地球上では、CO₂（二酸化炭素）などの温室効果ガスの増加が原因とみられる気候変動・異常気象が起っています。温室効果ガスの大半を占めるCO₂は、石油などの化石燃料を燃やすと発生します。

脱炭素社会の実現に向けて、3Rの推進や省エネなど、CO₂排出量を減らす、「環境にやさしい行動をとる（GO GREEN）」取組みを、毎日の生活の中から進めましょう。

環境事業推進委員の地域活動にお役に立つよう、以下の支援をしています。

○研修会／参考資料の配布

- ・委嘱式時に研修会を実施
- ・毎年1回程度全体研修会を実施
- ・具体的な活動事例を紹介する手引の配付
- ・脱炭素や資源循環にかかる資料を配付

活動の手引き

環境事業推進委員 活動手帳



横浜市資源循環局

研修会



○Web

- ・自身の学びや啓発活動に役立つ情報を掲載

○活動費の助成

- ・地区連合町内会単位に活動費を助成

ウェブページ



環境事業推進委員

検索



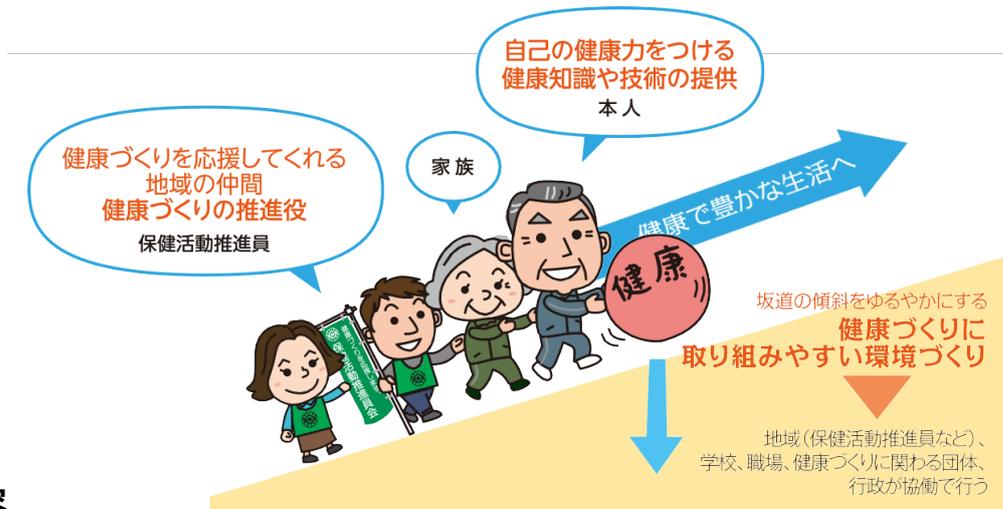
GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

保健活動推進員について

保健活動推進員は、地域の健康づくり活動の推進役として、区役所と協力しながら地域の健康づくりの推進のために活動しています。現在、自治会町内会等の推薦により横浜市長から委嘱された約 3,700 人の保健活動推進員が活躍中です。



活動内容

(1) 健康づくり活動の企画・実践

【活動例】健康チェック、体力測定の実施、ウォーキングや体操教室の開催、禁煙や、健（検）診受診のすすめなどの啓発活動

(2) 区役所等の健康づくり事業への協力

(3) 介護予防、高齢者支援や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動の展開

【活動例】介護予防体操サロンの開催、保健活動推進員によるミニデイサービスの実施、赤ちゃん教室の開催

各区の保健活動推進員さんの活動の様子は、区のホームページで紹介されています。

ぜひ、ご覧ください。

〇〇区 保健活動推進員 検索

任期等

2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）※ただし、再任を妨げません。

推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を要件としています。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和7年4月1日現在）に、原則 78 歳未満の方



活動保障

活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市民活動保険に横浜市が加入しています。

個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

ホカツって何? ~ 区会長

将来の保健活動推進員の皆様に向けて

「ホカツ(保活)って聞いたことあるけど、実際はどんな活動をしているの?」
「忙しくてちゃんと活動できないかも?」
「一度なるとやめられないのでは?」 「楽しい?」

などの疑問に答えるため、
長年、保健活動推進員として活動を続け、表彰された現区会長3名の方に率直な思いを聞いてみました。

▶ 今回インタビューにお答えいただいたのは・・・

旭区 齊藤 由紀子 会長
(令和4年度公衆衛生事業功労者に対する
厚生労働大臣表彰受賞)

南区 中村 雅一 会長
(令和5年度横浜市社会福祉・
保健医療功労者市長表彰受賞)

都筑区 大野 和子 会長
(令和5年度横浜市社会福祉・
保健医療功労者市長表彰受賞)

Q. 活動の回数やスケジュールなど実際の活動内容は?

年間スケジュール ~旭区の場合~ 一般の保健活動推進員の年間の活動スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委嘱式 (隔年)	会計 説明会	ウォーキング イベント		健康機器の 使い方研修		健康 フェア	区全体 研修会		次年度計画 打合せ		次年度 計画の 最終確認
	区永年勤続 表彰式			がん啓発 キャンペーン						活動報告書 等作成	
地区 定例会	禁煙キャン ペーン		地区 定例会	地区 定例会				地区 定例会		地区 定例会	

活動例その1 地区定例会 ~南区~

区内のコミュニティハウスや自治会館等をお借りし、地区定例会を開催しています。
議題は、区全体会議の議題共有やイベント(健康測定会やウォーキングなど)の開催に向けた打合せ、イベント開催後の振り返りなどです。

会議時間は1時間程度ですが、顔を合わせて話し合いができるので、チーム力が高まり一体感が生まれていると思います。



活動例その2 区民まつり ~都筑区~

	午前グループ	午後グループ
9:00	タイムスケジュール・役割確認 準備・設営	
10:00	イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)	当日は午前グループと 午後グループの2チーム に分かれて活動します。
11:00		
12:00	引継ぎ・振り返り・解散	引継ぎ・ タイムスケジュール・役割確認
13:00	イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)	イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)
14:00		
15:00		撤収作業・振り返り・解散
16:00		





Q. 活動を行うにあたって工夫していることは何ですか。



齊藤会長(旭区)

年間の活動について予め担当者を決めておくことで、保健活動推進員一人一人の**活動回数が偏らない**ように工夫しています。また、お仕事されている方も無理なく活動できるようになっています。

地域で開催する講座やイベントは、保健活動推進員や地域の方が**興味関心**を持っていることをテーマに企画しています。そのため、参加者からは好評を得ています。

保健活動推進員の活動を負担に感じず、楽しみながら活動していきたいと思っています。

ウォーキングなどの活動は、メンバーのみんなができる範囲で協力し、活動に興味を持って楽しく参加をしていただくようにしています。

仕事や介護等で日中時間を取りづらい方には、買い出しや設営等**できる範囲での活動**を呼びかけて、無理せず楽しく活動できるように心がけています。



中村会長(南区)



大野会長(都筑区)

「可能な範囲での活動でいいですよ」という声掛けを必ずしています。負担にならないように、皆さんが**心軽やかに**活動できるよう心がけています。また、**あいさつ**を積極的に行い、参加しやすい雰囲気づくりを大切にしています。

地区定例会等に参加できない人には資料と一緒に体調を気遣うメモを添えるようにして、コミュニケーションをとっています。

Q. 将来の保健活動推進員へメッセージをお願いします!



齊藤会長(旭区)

保健活動推進員になって自分の健康のために勉強できる機会が増え、**お得感**を感じています。また、区役所からその時々健康情報をいただけることで、自分の家族、身近な知人等の健康づくりに役立てることもできます。

このように、学び得た健康情報を口コミで発信し続けることで、地域の皆さんの健康づくりにつながっていると感じています。これからも、旭区保健活動推進員の皆さんと「**身近な健康情報発信役**」として活動していきたいです。

保健活動推進員の活動を通じて、様々な地域活動に参加する機会に恵まれ、**自分の住んでいる地域への愛着**が深まり、身近なところに**仲間**が増えました。

これから長く住む地域とのつながりを大事にし、自分自身の健康づくりと、地域の皆さまの健康づくりの推進役として、ぜひみなさん一緒に活動していきましょう!



中村会長(南区)



大野会長(都筑区)

保健活動推進員の魅力は、地域の皆さんと触れ合うことができることです。そして、活動を通して、皆さんの健康のお手伝いができている**自負**があります。

皆さんの役に立っているという気持ちが自分の健康にもつながっています。皆さんが元気になって、自分も元気になる!という**健康づくりの素晴らしい循環**を感じています。

保健活動推進員候補者推薦書

令和 年 月 日

区長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	当初委嘱年月 (再任者のみ)	令和7年4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
住所		電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
メールアドレス※		

※欄は任意です

被推薦者 (推薦を受ける者) の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

わたしたちは青葉区

ほかつ
愛称は保活です！



保 健 活 動 進 推 員

地域でいろいろな活動をしています



自治会町内会の推薦により横浜市長から委嘱された約250人の保健活動推進員が、区役所と協力しながら地域の健康づくりの推進のために活動しています。

青葉区のマスコットキャラクター
「なしかちゃん」

からだを知ろう、予防しよう

- ・健康チェック
- ・健診受診啓発
- ・体力測定
- ・口腔ケア
- ・フレイル（虚弱）予防



からだを動かそう

- ・ウォーキングマップを作っています
- ・歴史ウォーキング
- ・ご近所ウォーキング
- ・コグニサイズ（認知症予防の体操）
- ・ハマトレ



その他の活動

- ・健康づくりに関する講演会
- ・青葉区健康フェスティバルへの参加
- ・赤ちゃん教室のお手伝い

私たち保健活動推進員は、みなさまの健康寿命を延ばす活動をしています。

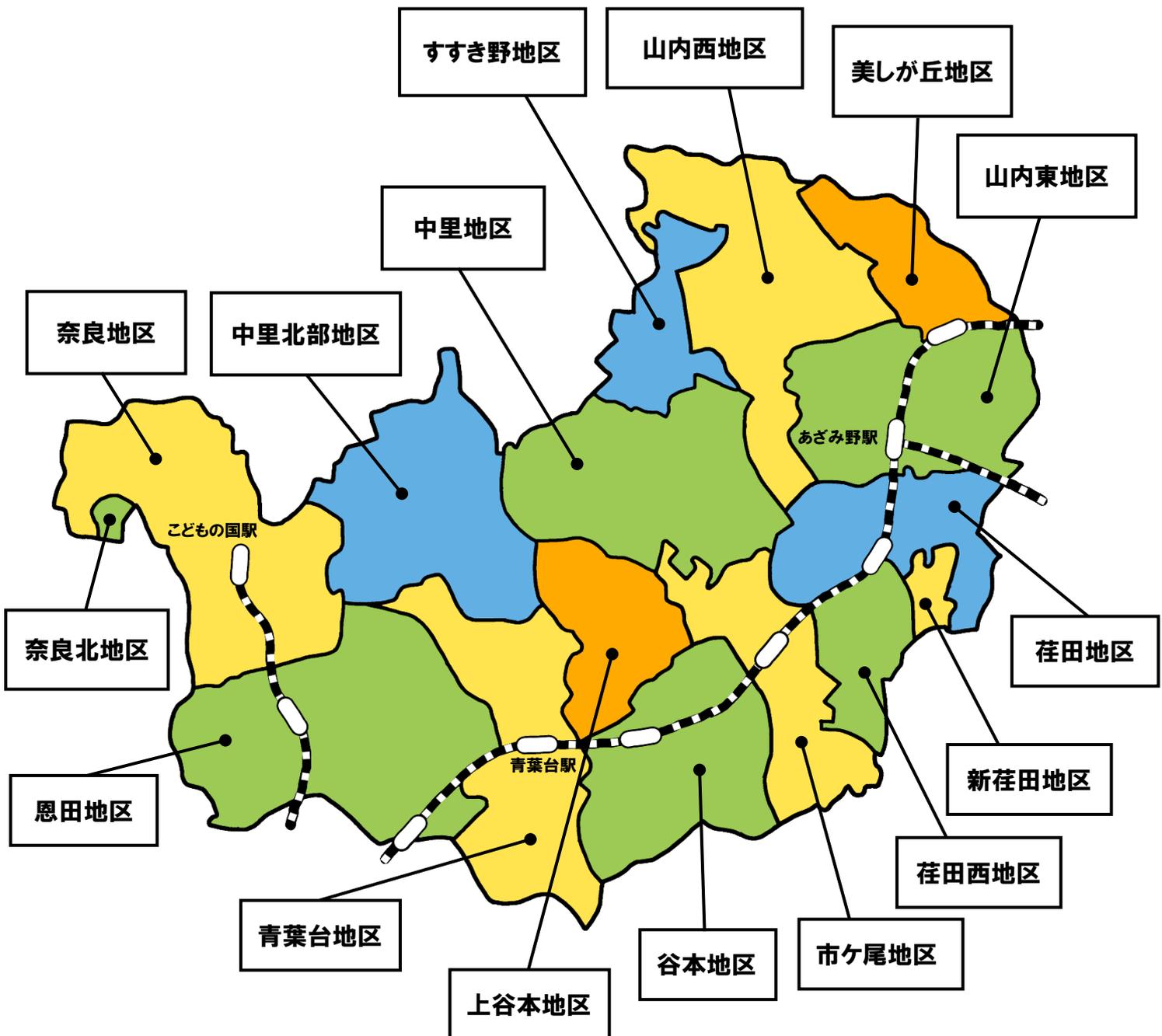
ホームページもご覧ください

青葉区 保健活動推進員 🔍



青葉区保健活動推進員は

16 地区に分かれて活動しています



問い合わせ先

青葉区保健活動推進員会(青葉区市ヶ尾町 31-4 青葉区福祉保健課内)

☎ 045-978-2438 FAX 045-978-2419

令和6年度「自治会町内会のための講習会」 事例発表収録動画のYouTube 配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画をYouTubeにて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1) 配信内容

市内2区の自治会町内会に、ICTを活用した負担軽減等の活動事例を御紹介いただきました。

① 保土ヶ谷区 坂本町内会

「自治会 DX の実現に向けて」(LINE を活用した情報伝達)

② 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

（「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布）



(その2)アプリ登録方法の講習会を開催



↑事例発表の一部抜粋

(2) 配信期間など

- ・令和6年11月12日(火)～令和8年3月31日(火)
- ・以下のホームページから視聴できます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



事例発表の
二次元コード

4 その他

事例発表について、視聴した感想等を電子申請・届出システムでお答えください。

令和6年11月12日(火)午前9時から令和7年3月31日(月)午後5時まで受け付けます。

電子申請・届出システムは、下記の二次元コードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧(個人向け)」→キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8ef0a07d-9b2e-4de4-ae3a-aa6fc753abff/start>



←感想等受付の
二次元コード

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾
電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会向け

自治会町内会で使える デジタルツール展示・相談会

参加
無料

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用(回覧板や会費集金等のデジタル化)に関するデジタルツール展示・相談会を開催します。

こんな方向けの内容です

デジタルで活動は
楽になるの？

具体的にどんなものがあるの？

どうやって選べばいいの？

お金はかかる？



電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展を調整中です。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。

出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。→



開催日時・場所

- ① 1月25日(土)10~12時 保土ヶ谷区役所
- ② 2月2日(日)10~12時 磯子区役所
- ③ 2月8日(土)10~12時 都筑区役所

各回
同じ内容
です

お問合せ・お申込みは

横浜市 市民局 地域活動推進課

問合せ電話

045-671-2317

申し込みは、裏面の
二次元コードまたはFAXにて

切：2025年1月14日（火）

申し込み先：市民局地域活動推進課

●電子申請：右側の二次元コードから入力 →

●FAX：045-664-0734



自治会町内会デジタルツール展示・相談会エントリーシート

1 出席希望の日程に○を付けてください（1か所のみ）

出席希望	日 程
	①令和7年 <u>1月25日</u> （土）10時～ 保土ヶ谷区役所会場 本館地下1階・会議室 (相鉄線「星川駅」徒歩5分)
	②令和7年 <u>2月2日</u> （日）10時～ 磯子区役所会場 7階701・702会議室 (JR根岸線「磯子駅」徒歩5分)
	③令和7年 <u>2月8日</u> （土）10時～ 都筑区役所会場 6階大会議室A B (市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分)

2 自治会の所在区と名称、出席人数をお知らせください

(※会場の都合上1団体2人まででお願いいたします)

区名	区
自治会町内会名	
人数（2人まで）	人

3 連絡先電話番号をご記入ください

TEL： _____

青葉区

出初式



二二五

令和七年

青葉区消防出初式

【実施日】

令和七年一月五日(日)

【第一部】

式典・古式消防演技

十時から

十一時〇五分まで

【場所】

青葉公会堂

【第二部】

消防演技・車両展示

十一時一五分から

十二時十五分まで

【場所】

青葉区総合庁舎

第二駐車場

【主催】

青葉区消防出初式

実行委員会



詳しくはこちら



エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第 2 弾）
早期終了に伴う、広報チラシの掲示板掲出終了について【協力依頼】

1 趣旨

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第 2 弾）は、令和 6 年 6 月からキャンペーンを実施してまいりましたが、この度、予算上限に到達したため、11 月 5 日（火）に早期終了いたしました。

つきましては、早期終了をもって広報チラシの掲出も終了となりますので、令和 6 年 5 月に掲出依頼をした広報チラシを、自治会町内会の掲示板から撤去していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

自治会町内会の皆様におかれましては、広報等にご協力いただき、誠にありがとうございました。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】掲示板に右記の広報チラシをご掲出いただいている場合は、撤去をお願いいたします。



3 お問い合わせ先

キャンペーンの内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：045-900-4830、土日祝・年末年始含む 10 時～18 時）

掲示板への広報チラシ掲出・撤去に関すること

脱炭素ライフスタイル推進課エコハマ担当（電話番号：045-671-2661）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課 担当 東田・安室
電話 045-671-2661 /FAX 045-550-4838
メール da-ecohama@city.yokohama.lg.jp

年末年始のごみと資源物の収集日程について

1 事業の趣旨

本年度の年末年始のごみと資源物の収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様へお知らせをさせていただきます。(詳細は、裏面資料参照)

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示板へのチラシの掲出をお願いいたします。チラシの配布につきましては、11 月下旬に各自治会・町内会へ配送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知していただき、掲示板へのチラシ掲出をお願いします。

3 年末年始の収集日程について

- (1) 12 月 31 日 (火) から 1 月 3 日 (金) まで、収集をお休みさせていただきます。
- (2) 「燃やすごみ」「資源物」について、年末は 12 月 30 日 (月) まで、年始は 1 月 4 日 (土) から通常の曜日どおり収集します。

4 広報について

- (1) 自治会町内会掲示板へのチラシ掲出
※11 月下旬に各自治会町内会へ配送させていただきます。
- (2) 各集積場所に収集日程表を貼付
- (3) 広報よこはま 12 月号 (市版)
- (4) ごみ収集車によるアナウンス
- (5) 市・局ホームページへの掲載
- (6) LINE・X (旧 Twitter) などへの掲載

5 資料 (裏面)

年末年始のごみと資源物の収集日程

担当：業務課計画係 (収集日程に関するお問合せ)

業務課運営係 (広報に関するお問合せ)

電話：671-2551 (計画係)、671-3815 (運営係)

FAX：業務課 662-1225

年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(火)から1月3日(金)まで、
収集はお休みさせていただきます。**

- 年末も、ごみと資源物の分別と減量にご協力をお願いします。
- ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで**にお出してください。
(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)
- 収集がお休みの日は、ごみと資源物を絶対に出さないでください。
- 分別されていないものは収集できません。



横浜市資源循環局マスコットイーオ

収集日程をお確かめの上、ルールを守ってお出ください。		燃やすごみ・燃えないごみ スプレー缶・乾電池	プラスチック製容器包装 またはプラスチック資源	缶・びん・ペットボトル 小さな金属類
12月	28日(土)	通常の曜日どおり収集します		
	29日(日)	収集はお休みです		
	30日(月)	通常の曜日どおり収集します		
1月	31日(火)	収集はお休みです		
	1日(水)			
	2日(木)			
	3日(金)			
	4日(土)	通常の曜日どおり収集します		
	5日(日)	収集はお休みです		
	6日(月)	通常の曜日どおり収集します		

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(火)から1月3日(金)までお休みします。



横浜市 粗大ごみ
2次元コード

※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。

← 粗大ごみのお申込みについてはこちらから
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

12月30日正午から1月3日までにお申し込みされた方への返信(収集日等のお知らせ)は、1月4日以降になります。